

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

### 補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名 令和6年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

2 交付申請額  
金 円

3 事業完了予定年月日  
年 月 日

#### 4 関係書類

- (1) 住民票の写し（申請日から起算して3か月以内に発行されたもの）
- (2) 納税証明書（申請日から起算して3か月以内に発行されたもの）  
（都道府県税分及び国税分（所得税、消費税及び地方消費税分））
- (3) 誓約書（様式1-1）
- (4) 事業実施計画書（様式1-2）
- (5) 補助対象設備を設置する住宅の場所が確認できる位置図及び機器の配置図面  
（平面図、立面図等には補助対象設備の設置箇所を表示すること。）
- (6) 補助対象設備を設置する住宅及び機器の配置が確認できる写真（工事着工前のもの）
- (7) 補助対象設備のカタログ、パンフレット等（写しでも可）
- (8) 発電する電力の消費量計画書（様式1-3）
- (9) 電気配線図確認書（様式1-4）
- (10) 収支予算書（様式1-5）
- (11) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (12) 建築基準法に基づく検査済証の写しその他の既存住宅であることが確認できる書類
- (13) 契約書その他の契約を証する書類（工事着工予定日等が確認できる書類）
- (14) その他知事が必要と認める書類

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

補助金交付決定前着工届

補助事業の交付決定前着工について、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えてお届けします。

1 事業名 令和6年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

2 以下の各条件について誓約します。

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は申請者が負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

3 着工予定年月日

年 月 日

4 竣工予定年月日

年 月 日

5 関係書類

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更  
補助事業 の 内 容 の 変 更 の承認を受けたいので、徳島県地域脱炭素移行・  
の 中 止（ 廃 止 ）

再エネ推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名 令和6年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

2 補助金の交付の指令番号  
年 月 日付け徳島県指令脱第 号

3 関係書類  
(1) 補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書  
(2) その他必要な書類

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

### 補助事業遂行状況報告書

補助事業の遂行の状況について、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 事業名 令和6年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(太陽光発電設備・蓄電池補助事業)
- 2 補助金の交付の指令番号  
年 月 日付け徳島県指令脱第 号
- 3 関係書類

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

### 実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名 令和6年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(太陽光発電設備・蓄電池補助事業)
- 2 補助金の交付の指令番号  
年 月 日付け徳島県指令脱第 号
- 3 事業完了年月日（工事完了日と支払完了日と比較して遅い方の日付を記載）  
年 月 日
- 4 関係書類
  - (1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収書内訳書の写し
  - (2) 補助対象設備に係る工事が適正に行われたことが確認できる写真  
(補助対象設備の設置状況や機器の銘板等が確認できるもの)
  - (3) 補助対象設備が新品であることが確認できる書類（保証書、出荷証明書の写し等）
  - (4) 電力会社と電力受給契約を締結していることが確認できる書類の写し  
(接続契約書、売電契約書等（固定価格買取制度、F I P（Feed-in Premium）制度を利用しないことが分かるもの。)
  - (5) 太陽光発電設備と直接連系していることが確認できる電気配線図面等の書類  
(太陽光発電設備及び蓄電池の両方の補助を受けている場合に限る。)
  - (6) 収支精算書（様式1-6）
  - (7) その他知事が必要と認める書類（ )



年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

財産処分承認申請書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第16条第5項の規定により、財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金の交付決定の年月日及び指令番号  
年 月 日付け徳島県指令脱第 号

2 処分しようとする財産の名称、理由、方法及び価格

財産の名称	理由	方法	処分価格(円)